

※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

2022年2月16日
理事長 清野 智

訪日外客数（2022年1月推計値）

～ 1月：17,800人、国際的な移動の制約続く ～

- 2020年1月下旬以降のCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）の世界的な拡大により、日本を含め多くの国々で海外渡航制限の措置を基本としつつ、その感染状況の変化にあわせ、緩和・強化が繰り返されてきた。
- 2021年11月下旬以降、COVID-19の変異株（＝オミクロン株）のまん延に伴い、当初は世界的に更なる規制強化の傾向が強まったものの、最近では規制緩和に方針転換する国・地域がみられるようになった。
- 日本においては、2021年11月上旬に商用・就労目的の滞在などについて一定条件下で緩和されたものの、その後のオミクロン株の感染拡大に伴い、これらの措置も2022年2月末までの間停止されている。
- 観光目的の入国も認められていない状況が継続しており、2022年1月の訪日外客数はCOVID-19の影響前の2019年同月比99.3%減の17,800人とどまった。

*本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

*月別推計値と2003年以降の訪日外客数は、下記リンク「訪日外客数の動向」参照のこと。

https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html

「月別推計値（Excel）」、「国籍/月別 訪日外客数（2003年～2021年）（PDF・Excel）」

*最新の市場動向トピックスは下記リンク参照のこと。（※1・2月のトピックスは2022年3月末頃に掲載予定。）

https://www.jnto.go.jp/jpn/inbound_market/report.html

*訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

【お問い合わせ先】

企画総室 調査・マーケティング統括グループ

TEL：03-5369-6020 E-MAIL：data@jnto.go.jp

2022年 訪日外客数・出国日本人数（対2019年比）

2022 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers（Compared to 2019）

日本政府観光局(JNTO)
Japan National Tourism Organization(JNTO)

2022年2月16日
16/Feb/2022

(単位: 人 / Unit: Persons)

	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	2019	2022	伸率 Change %	2019	2022	伸率 Change %
1 Jan.	2,689,339 (2,345,029)	* 17,800	* -99.3	1,452,157	* 75,000	* -94.8
2 Feb.	2,604,322 (2,341,479)			1,534,792		
3 Mar.	2,760,136 (2,411,650)			1,929,915		
4 Apr.	2,926,685 (2,640,569)			1,666,546		
5 May	2,773,091 (2,455,865)			1,437,929		
6 Jun.	2,880,041 (2,614,533)			1,520,993		
7 Jul.	2,991,189 (2,713,329)			1,659,166		
8 Aug.	2,520,134 (2,206,746)			2,109,568		
9 Sep.	2,272,883 (1,913,105)			1,751,477		
10 Oct.	2,496,568 (2,177,382)			1,663,474		
11 Nov.	2,441,274 (2,145,425)			1,642,333		
12 Dec.	2,526,387 (2,292,029)			1,712,319		
1~1 Jan.-Jan.	2,689,339 (2,345,029)	* 17,800	* -99.3	1,452,157	* 75,000	* -94.8
1~12 Jan.-Dec.	31,882,049 (28,257,141)			20,080,669		

◆注1: 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注3: 訪日外客数のうち、2022年の*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値、2019年の値は確定値である。

◆注4: 訪日外客数及び*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注5: ()内は、総数のうちの観光客数である。

◆注6: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. We compared visitor arrivals figures for 2022 to those for 2019 to get rid of the effect of COVID-19.

◆Note 2. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 3. The figures for Visitor Arrivals are definitive (2019) and provisional (2022), while * stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 4. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 5. The figures in () represent the number of tourists among the total.

【参考】2022年 訪日外客数・出国日本人数（対2021年比）

【reference】2022 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers（Compared to 2021）

日本政府観光局(JNTO)
Japan National Tourism Organization(JNTO)

2022年2月16日
16/Feb/2022

(単位:人 / Unit: Persons)

	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	2021	2022	伸率 Change %	2021	2022	伸率 Change %
1 Jan.	46,522 (547)	* 17,800	* -61.7	48,691	* 75,000	* 54.0
2 Feb.	7,355 (266)			24,807		
3 Mar.	12,276 (374)			28,896		
4 Apr.	10,853 (740)			35,905		
5 May	10,035 (1,057)			30,121		
6 Jun.	9,251 (1,657)			30,666		
7 Jul.	51,055 (42,621)			43,184		
8 Aug.	25,916 (13,304)			66,051		
9 Sep.	17,720 (1,124)			52,366		
10 Oct.	22,113 (2,287)			50,841		
11 Nov.	20,682 (1,709)			51,774		
12 Dec.	* 12,100			48,942		
1~1 Jan.-Jan.	46,522 (547)	* 17,800	* -61.7	48,691	* 75,000	* 54.0
1~12 Jan.-Dec.	* 245,900			512,244		

- ◆注1: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。
- ◆注2: 訪日外客数のうち、*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値である。
- ◆注3: 訪日外客数及び*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。
- ◆注4: ()内は、総数のうちの観光客数である。
- ◆注5: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

- ◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.
- ◆Note 2. The figures for Visitor Arrivals are provisional, while * stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.
- ◆Note 3. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.
- ◆Note 4. The figures in () represent the number of tourists among the total.

2022年1月 訪日外客数（JNTO推計値）（対2019年比）

Visitor Arrivals for Jan. 2022 (Preliminary figures by JNTO)(Compared to 2019)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2019年 1月	2022年 1月	伸率(%)	2019年 1月	2022年 1月	伸率(%)
総数	Grand Total	2,689,339	17,800	-99.3	2,689,339	17,800	-99.3
韓国	South Korea	779,383	1,300	-99.8	779,383	1,300	-99.8
中国	China	754,421	1,500	-99.8	754,421	1,500	-99.8
台湾	Taiwan	387,498	500	-99.9	387,498	500	-99.9
香港	Hong Kong	154,292	70	-100.0	154,292	70	-100.0
タイ	Thailand	92,649	400	-99.6	92,649	400	-99.6
シンガポール	Singapore	22,676	70	-99.7	22,676	70	-99.7
マレーシア	Malaysia	31,399	200	-99.4	31,399	200	-99.4
インドネシア	Indonesia	32,477	500	-98.5	32,477	500	-98.5
フィリピン	Philippines	35,987	1,000	-97.2	35,987	1,000	-97.2
ベトナム	Vietnam	35,375	400	-98.9	35,375	400	-98.9
インド	India	12,468	2,100	-83.2	12,468	2,100	-83.2
豪州	Australia	81,063	200	-99.8	81,063	200	-99.8
米国	U.S.A.	103,191	1,800	-98.3	103,191	1,800	-98.3
カナダ	Canada	22,293	200	-99.1	22,293	200	-99.1
メキシコ	Mexico	3,615	100	-97.2	3,615	100	-97.2
英国	United Kingdom	21,554	500	-97.7	21,554	500	-97.7
フランス	France	15,320	700	-95.4	15,320	700	-95.4
ドイツ	Germany	11,358	300	-97.4	11,358	300	-97.4
イタリア	Italy	6,033	300	-95.0	6,033	300	-95.0
スペイン	Spain	4,382	300	-93.2	4,382	300	-93.2
ロシア	Russia	6,316	200	-96.8	6,316	200	-96.8
中東地域	Middle East	3,936	200	-94.9	3,936	200	-94.9
その他	Others	71,653	4,960	-93.1	71,653	4,960	-93.1

◆注1: 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注3: 上記の2019年の数値は確定値、2022年の数値は推計値である。

◆注4: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。
なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注5: 中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注6: 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国:162の国、地域(1月28日現在))

◆Note 1. We compared visitor arrivals figures for 2022 to those for 2019 to get rid of the effect of COVID-19.

◆Note 2. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 3. Above figures for 2019 are definitive, while figures for 2022 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 4. Visitor arrivals exclude permanent residents whose primary place of residence is in Japan and include travelers entering Japan for transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in visitor arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 5. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 6. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.
(162 countries or regions are subject to denial of landing as of January 28th).

【参考】2022年1月 訪日外客数（JNTO推計値）（対2021年比）

[reference] Visitor Arrivals for Jan. 2022 (Preliminary figures by JNTO)(Compared to 2021)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2021年 1月	2022年 1月	伸率(%)	2021年 1月	2022年 1月	伸率(%)
総数	Grand Total	46,522	17,800	-61.7	46,522	17,800	-61.7
韓国	South Korea	2,535	1,300	-48.7	2,535	1,300	-48.7
中国	China	10,225	1,500	-85.3	10,225	1,500	-85.3
台湾	Taiwan	592	500	-15.5	592	500	-15.5
香港	Hong Kong	161	70	-56.5	161	70	-56.5
タイ	Thailand	719	400	-44.4	719	400	-44.4
シンガポール	Singapore	85	70	-17.6	85	70	-17.6
マレーシア	Malaysia	242	200	-17.4	242	200	-17.4
インドネシア	Indonesia	922	500	-45.8	922	500	-45.8
フィリピン	Philippines	998	1,000	0.2	998	1,000	0.2
ベトナム	Vietnam	20,032	400	-98.0	20,032	400	-98.0
インド	India	905	2,100	132.0	905	2,100	132.0
豪州	Australia	106	200	88.7	106	200	88.7
米国	U.S.A.	1,206	1,800	49.3	1,206	1,800	49.3
カナダ	Canada	125	200	60.0	125	200	60.0
メキシコ	Mexico	56	100	78.6	56	100	78.6
英国	United Kingdom	256	500	95.3	256	500	95.3
フランス	France	554	700	26.4	554	700	26.4
ドイツ	Germany	351	300	-14.5	351	300	-14.5
イタリア	Italy	153	300	96.1	153	300	96.1
スペイン	Spain	174	300	72.4	174	300	72.4
ロシア	Russia	204	200	-2.0	204	200	-2.0
中東地域	Middle East	125	200	60.0	125	200	60.0
その他	Others	5,796	4,960	-14.4	5,796	4,960	-14.4

◆注1：本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2：上記の2021年の数値は暫定値、2022年の数値は推計値である。

◆注3：訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。
なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注4：中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注5：新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国：162の国、地域(1月28日現在))

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. Above figures for 2021 are provisional, while figures for 2022 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 3. Visitor arrivals exclude permanent residents whose primary place of residence is in Japan and include travelers entering Japan for transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in visitor arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 4. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 5. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.

(162 countries or regions are subject to denial of landing as of January 28th).

地域別訪日旅行市場の概況

参考：日本政府は、2021年10月1日以降、有効なワクチン接種証明書の保持等を条件とした入国後の待機期間の短縮措置を実施し、11月8日以降、商用・就労目的の短期間（3月以下）の滞在者及び長期間の滞在者について、一定の条件の下に新規入国を原則として認めることとしたが、オミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）に対する水際措置の強化のため、11月30日以降、2月末までの間、これらの措置を停止することとした。

自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用の期間につき、オミクロン株が支配的になっている国・地域（現時点では全ての国・地域）からの帰国者・入国者については、2022年1月15日以降、14日間から10日間に短縮され、更に1月29日以降、7日間に短縮された。

注）当該「地域別訪日旅行市場の概況」においては、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。訪日外客数は2022年1月の数値、これ以外の情報はJNTOで把握している最新の情報（2022年2月9日時点）としている。

1. アジア

① 東アジア

● 韓国は、1,300人（対2019年同月比99.8%減）であった。

・ COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・7日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目及び6日目の再検査等の対象となっている。

・ 韓国政府による日本への海外旅行の中止、延期を国民に要請する特別旅行注意報が引き続き発令されている。自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提示、入国後1日目のPCR検査、7日間の自宅隔離及び隔離解除前のPCR検査が義務づけられている。

・ 日本への直行便は、2022年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 中国は、1,500人（対2019年同月比99.8%減）であった。

・ COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・7日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

・ 中国政府外交部より海外旅行自粛の指示が出されていることから、観光客の日本への渡航は実質的に不可能な状況が続いている。自国民の日本からの入国については、陰性証明書の取得及び原則として14日間の施設での隔離、複数回のPCR検査等が求められている。

・日本への直行便は、2022年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 台湾は、500人（対2019年同月比99.9%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・7日間待機等）、査証免除措置の停止の対象となっている。

・台湾における日本への渡航警戒レベルは不要不急の渡航自粛等が続いている。台湾人の日本からの入境については、陰性証明書の提示が必要であり、また、入境後の合計14日間の隔離（防疫ホテル及び自宅）及び7日間の自主健康管理、隔離期間中及び自主健康管理期間中の複数回のPCR検査等が必要となっている。

・日本への直行便は、2022年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 香港は、70人（対2019年同月比100.0%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・7日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

・香港政府による日本への海外渡航の自粛が要請されている。香港市民の日本からの入境については、ワクチン完全接種証明書を条件として、陰性証明書の提出、入境後のPCR検査、14日間の指定検疫ホテルでの隔離及び強制検疫期間中6回のPCR検査、強制検疫終了後7日間の自己隔離、入境後16・19日目のPCR検査等が求められている。

・日本への直行便は 2022年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

② **東南アジア**

● タイは、400人（対2019年同月比99.6%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・7日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。

・自国民の日本からの入国について、タイ政府に認定されたホテルでの10日間の隔離、隔離初日と隔離終了前の指定された日のPCR検査等が義務付けられている。なお、ワクチン接種完了者は、所定の条件を満たせば隔離措置が免除されるが、入国初日と5日目にタイ政府に認定されたホテルにてPCR検査を受け、陰性が確認されるまで待機する必要がある。

・日本への直行便は、2022年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● シンガポールは、70人（対2019年同月比99.7%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・7日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ シンガポール政府により、全ての国外旅行の延期が推奨されている。自国民の日本からの入国については、陰性証明書などの提示、7日間の自宅隔離、隔離最終日の PCR 検査が義務付けられている。
- ・ 日本への直行便は、2022 年 2 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● マレーシアは、200 人（対 2019 年同月比 99.4%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・7日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ マレーシア政府から出された活動制限令により日本への出国禁止が継続されているが、ワクチン接種完了者の日本への渡航が許可されている。自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提出、入国時の PCR 検査、政府指定施設での 10 日間の隔離及び隔離施設退出 2 日前の PCR 検査等が義務付けられている。ワクチン接種完了者は隔離期間が 7 日間（ブースター接種済者は 5 日間）に短縮され、条件を満たせば指定施設に代えて自宅隔離が可能になっている。
- ・ 日本への直行便は、2022 年 2 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● インドネシアは、500 人（対 2019 年同月比 98.5%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・7日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ インドネシア政府により日本への渡航延期勧告が出されている。自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提出、到着時の PCR 検査、7日間の政府指定ホテルでの隔離及び隔離最終日前日の PCR 検査が義務付けられ、入国後 14 日目までの自主隔離が推奨されている。必要回数のワクチン接種完了者は政府指定ホテルでの隔離期間が 5 日に短縮される。
- ・ 日本への直行便は、2022 年 2 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フィリピンは、1,000 人（対 2019 年同月比 97.2%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・7日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目の再検査等の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提示、到着日を初日として5日目のPCR検査の陰性結果が出るまでの施設での隔離、入国から14日目まで自宅隔離等が義務付けられている。なお、ワクチン接種完了者は、ワクチン接種証明書の提出により施設での隔離は不要となるが、到着日を初日として7日目までセルフモニタリングの実施が必要となる。

- ・日本への直行便は、2022年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ベトナムは、400人（対2019年同月比98.9%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・7日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国については、陰性証明書等の提出、一部空港での到着時のPCR検査、入国後7日間の自宅隔離、3日目及び7日目のPCR検査、入国から14日目までの健康観察が義務付けられている。一定の条件を満たしたワクチン接種者には、3日間の自宅隔離、3日目のPCR検査、入国から14日目までが健康観察期間となる。

- ・日本への直行便は 2022年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● インドは、2,100人（対2019年同月比83.2%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・7日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。

- ・インド政府から、日本への渡航自粛が強く要請されている。自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提出、7日間の自己隔離、8日目のPCR検査、その後7日間のセルフモニタリングの実施が必要となる。

- ・日本への直行便は、2022年2月も引き続き運休・減便となっている。

2. 豪州、北米

● 豪州は、200人（対2019年同月比99.8%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・7日間待機等）、査証免除措置停止の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。

- ・豪州政府により日本への渡航は「十分注意」とされ出国理由等の申請が必要となるが、ワ

ワクチン接種完了者は申請なしでの海外渡航が可能となった。自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提示等が義務付けられている。また、殆どの州や地域において、入国時に PCR 検査等、指定宿泊施設や検疫所（自己負担）又は自宅で 14 日間の強制検疫が必要となる。

・日本への直行便は、2022 年 2 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 米国は、1,800 人（対 2019 年同月比 98.3%減）であった。

・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・7 日間待機等）の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目の再検査（及び一部の州については 6 日目の再検査）等の対象となっている。

・ 米国政府により、日本への渡航は「渡航中止勧告」とされている。自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提示が義務付けられているほか、入国後、3~5 日以内の検査と 5 日間の自宅隔離が推奨されている。なお、ワクチン接種完了者は隔離不要となる。

・日本への直行便は、2022 年 2 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● カナダは、200 人（対 2019 年同月比 99.1%減）であった。

・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・7 日間待機等）の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目の再検査等の対象となっている。

・ カナダ政府により、日本への渡航は「不要な渡航自粛」とされている。自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提示、入国時及び 8 日目の PCR 検査、14 日間の自主隔離等が義務付けられている。なお、ワクチン完全接種済みの場合、8 日目の PCR 検査再受検、14 日間の自主隔離が不要となるが、入国時の PCR 検査の結果が出るまでの数日間の隔離が必要になる。

・日本への直行便は、2022 年 2 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● メキシコは、100 人（対 2019 年同月比 97.2%減）であった。

・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・7 日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目の再検査等の対象となっている。

- ・日本への直行便は、2022年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

3. 欧州

● 英国は、500人（対2019年同月比97.7%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・7日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目及び入国後6日目の再検査等の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提示が義務付けられるとともに、入国後2日目までのPCR検査等が求められている。なお、ワクチン接種完了者は、陰性証明書の提示、入国後2日目以前のPCR検査が免除される。

- ・日本への直行便は、2022年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フランスは、700人（対2019年同月比95.4%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・7日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目及び入国後6日目の再検査等の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提出が求められている。

- ・日本への直行便は、2022年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ドイツは、300人（対2019年同月比97.4%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・7日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目及び入国後6日目の再検査等の対象となっている。

- ・ドイツ政府により、日本への渡航は「不要不急な観光旅行に対して警告」とされている。自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提示、10日間の隔離が義務付けられている。なお、入国日の翌日から5日目以降のPCR検査受検により陰性であれば、隔離の終了が可能となる。また、ワクチン接種証明書又は快復証明書を提出した場合、隔離免除となる。

- ・日本への直行便は、2022年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● イタリアは、300人（対2019年同月比95.0%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・7日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目及び入国後6日目の再検査等の対象となっている。
- ・ 自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提示、5日間の自己隔離及び隔離終了後のPCR検査が義務付けられている。なお、ワクチン接種証明書又は罹患証明書を提出した場合、隔離免除となる。
- ・ 日本への直行便は、2022年2月も引き続き運休となっている。

● スペインは、300人（対2019年同月比93.2%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・7日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。また、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。
- ・ 自国民の日本からの入国については、ワクチン接種証明書、陰性証明書、快復証明書のいずれかの提示等が必要となる。
- ・ 日本への直行便は、2022年2月も引き続き運休となっている。

● ロシアは、200人（対2019年同月比96.8%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・7日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。
- ・ 自国民の日本からの入国については、入国後3日以内にPCR検査を受検し、政府ポータルサイトから陰性結果を報告する必要がある。ただし、ロシア国内において12カ月以内にワクチンを接種済又は6カ月以内にCOVID-19から快復済であれば、これを証明する書類をサイトに登録することで、PCR検査の陰性結果に替えることができる。
- ・ 日本への直行便は、2022年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

4. 中東地域

● 中東地域は、200人（対2019年同月比94.9%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、中東地域各国も、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・7日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、イスラエル、アラブ首長国連邦、カタール、トルコ、サウジアラビアは、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。
- ・ トルコを除く中東地域各国で日本への渡航が引き続き規制されている。なお、サウジアラビアではワクチン第2接種完了又は第1接種から14日以上経過している人の海外旅行が解禁になるなど、一部の国では条件を満たせば出国規制が緩和されている。
- ・ 自国民の日本からの入国については、中東地域各国で、一定期間の隔離、PCR検査受検、陰性証明書の提出、指定アプリのダウンロード等、入国制限や入国後の行動制限が設けられている。なお、トルコでは入国14日前までにワクチン接種済、もしくは入国前6ヵ月以内の感染完治者は陰性証明書が不要となるなど、一部の国では条件を満たせば入国制限や入国後の行動制限が緩和されている。
- ・ 日本への直行便は、2022年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。